

土地改良事業等適用単価策定要領

〔平成 17 年 2 月 21 日設計第 715 号〕
農政部長から各支庁長あて

最終改正 令和 6 年（2024 年）11 月 6 日事調第 844 号

〔沿革〕 令和 3 年（2012 年）11 月 12 日事調第 724 号

（目的）

第 1 条 この要領は農政部が所管する土地改良事業等の請負工事及び委託業務価格積算に用いる土地改良事業等適用単価（労務単価、設計等委託業務技術者単価、資材単価及び機械損料）の策定方法について定める。

（設計単価）

第 2 条 労務単価は、公共事業労務費調査連絡協議会が毎年実施する公共工事労務費調査に基づき策定されたものを採用する。

2 設計等委託業務技術者単価は、国土交通省が毎年実施する調査設計業務等技術者給与等実態調査に基づき策定されたものを採用する。

3 建設機械損料単価は、社団法人 日本建設機械化協会が発行（国土交通省監修）した損料を採用する。

4 機械損料（農用地整備機械）は、当該年度使用予定の品目について実際に取り引きされる価格を調査し、これを基に策定する。

5 資材単価は、工事費の積算に用いる資材の単位当りの価格をいい、次の第 3 条により決定する。

なお、すべての単価は消費税抜き単価とする。

6 東京地区単価は、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本システム研究室HPで公表している「代表規格等の基準単価作成方法について」により策定した単価。

第 3 条 資材単価

1 資材単価の適用する優先順位

資材単価に適用する優先順位及び各単価の定義は、次のとおり。

(1)農政部策定単価：農政部が策定した土地改良事業等適用単価表（以下「単価表」という。）

(2)地方資材単価：建設資材等地方単価委員会で策定された単価。

(3)他部策定単価：建設部・水産林務部等で策定された単価。

(4)北海道開発局単価：北海道開発局で公表されている単価。

(5)刊行物単価：刊行物（（一財）経済調査会発行「積算資料（積算資料電子版又は別冊（PDF版）を含む）」及び「土木施工単価」並びに（一財）建設物価調査会発行「建設物価」、「土木コスト情報」及びWeb建設物価）に掲載されている単価。

(6)実勢価格調査単価：実勢価格調査により策定した単価

(7)見積策定単価：見積りにより策定した単価。

2 単価表

単価表は、農政部事業調整課において、資材実勢価格調査、国制定単価、物価資料等に基づき策定し、毎月改定を行うもの。

資材単価は原則、単価表の単価を適用することとし、単価表、地方資材単価、他部策定単価、及び北海道開発局単価に掲載のないものについては、次の「3 単価の策定」によって単価策定を行うこと。ただし、東京地区単価の策定においては、国土交通省国土技術政策総合研究所社会資本システム研究室HPで公表している「代表規格等の基準単価作成方法について」による。

3 単価の策定

単価表等に掲載のない単価については、次の(1)、(2)、(3)の各々定める事項により単価策定を行うこと。

(1)刊行物による単価策定

「積算資料」等（発行：(一財)経済調査会）及び「建設物価」等（発行：(一財)建設物価調査会）に掲載されている価格を用いて、単価を策定すること。

なお、策定については以下による。

① 2 調査機関の物価資料に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。

また、1 調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。

② 刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の(2)によること。公表価格は、設計単価に採用できない。

③ 上記①、②で求められる価格は、「有効数字上位3桁（4桁目を切り捨てる）」とする。

なお、価格が1円未満の場合は、少数第2位（少数第3位切り捨て）とする。

策定単価（土木工事標準単価は除く）の単位整理は次による。

策定単価		単位の刻み	端数処理
1円以上	～ 1,000円未満	1円	以下切り捨て
1,000円以上	～ 10,000円未満	10円	//
10,000円以上	～ 100,000円未満	100円	//
100,000円以上	～ 1,000,000円未満	1,000円	//
1,000,000円以上	～ 10,000,000円未満	10,000円	//

※ 策定単価が1円未満の場合は、少数第2位（少数第3位を切り捨て）とする。

④ 土木工事標準単価の策定については、同工種区分が「土木施工単価」及び「土木コスト情報」に実勢価格が掲載されている場合は平均価格を採用し、求められる価格は「小数点第1位四捨五入」とする。

また、1 調査機関のみに掲載されている場合はその価格を採用する。

(2)工事資材等価格調査による単価策定

工事資材等価格調査による単価策定は、単価表等及び刊行物に掲載されていない資材の実勢取引価格の調査を「工事資材等価格調査業務処理要領」（平成18年2月28日付事調第1032号）に基づき実施し、単価を策定するものである。

なお、策定については以下による。

① 調査は外部の機関（以下、「調査機関」という）に行わせること。

② 調査結果の価格は、査定せず設計単価として採用する。

(3)見積書の徴取による単価策定

見積書の徴取による単価策定は、(2)工事資材等価格調査により単価を策定できない場合で、実勢取引の事例等があり、単価の策定が適正に行えるものについて実施し、単価を策定するものである。

見積書の徴取、策定は以下による。

①見積依頼をする場合は、資材名、形状寸法・品質・規格、見積条件、見積有効期間、支払条件、取引数量等を記載した、様式1で依頼すること。

②見積りは、見積書（様式2）により次の内容で徴取する。

ア 様式1の記載内容。

イ 当該資材の製作会社名（製作メーカー）、住所、電話番号。

ウ 見積条件における現場着価扱いの詳細。

エ 見積資材の取引状況（流通ルート）の確認。

オ 見積資材の当年度見積価格(C)（以下「見積り」という。）。

カ 見積資材の前年度見積価格(A)と実勢取引価格(B)（以下「実勢資料」という。）。

③見積資材の実勢資料は、同一資材のものとするが、実勢資料の徴取が出来ない場合は、同一資材の規格違い品（同一資材の規格が異なるもの）の実勢資料も含めることとし、さらにこれらの実勢資料の徴取が出来ない場合にあっては、類似品（材質形状、価格がほぼ似通っている資材）の実勢資料も有効とする。

また、当年度の査定価格は、原則として前年度の実勢資料で策定することとするが、前年度の事例が少ない場合は、前々年度の実勢資料も加えて策定する。

④見積り及び実勢資料は原則として3社以上（実勢資料は原則として1社当たり1件以上）から徴取する。

該当する業者がない場合等、3社未満で見積り依頼を行う場合はその理由を明らかにし整理する。

実勢資料の優先順位は、次による。

【優先順位】

1 北海道発注工事の実勢資料

2 国及び市町村が発注した工事の実勢資料

3 民間が発注した工事の実勢資料

⑤ 見積依頼の相手方において、見積価格の算定が困難な場合は、見積辞退届を徴取し、「見積書による単価策定書」（様式3）に資料として添付すること。

⑥ 見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。

ア 前年度見積価格(A)と当年度見積価格(C)とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式2の価格の変動理由欄に）に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。

イ 過去2年以内で取引事例（見積品、見積品の規格違い品及び類似品）を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。

ウ 実勢資料（様式2の(B)）を証明する資料が提出されたときの決定方法は以下による。

・各社より提出された見積りに対して各々、ウにより前年度（または過年度）実勢取引価格(B)を前年度（または過年度）見積価格(A)で除して求め

た率（以下「査定率」という。）に、当年度見積価格（C）を乗じて求める価格（以下「査定価格」という。）を算出する。

なお、査定率は、小数点以下3位を四捨五入し2位までとする。

$$\text{査定価格} = \frac{\text{前年度（または過年度）実勢取引価格（B）}}{\text{前年度（または過年度）見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格（C）}$$

エ 算出された平均値の±20%以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。

オ 異常値を排除した結果、有効実勢資料が3社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴取する。

カ 同一資材の実勢資料を徴取することが出来る会社数が3社に満たない場合は、次による。

ア) 2社の場合は、各々実勢資料を原則1社当たり2件以上徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

イ) 1社の場合は、その会社の実勢資料を原則4件以上徴取し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ウ) 実勢資料の徴取は、出来るだけ多くの件数を徴取し、設計単価の適正を図ること。

キ 各々の算出された査定価格について、平均値を設計単価とする。

なお、カのア)とイ)に定められた件数に満たない場合は、同一資材の規格違い品及び類似品を含めて定めた件数を確保し、各々の算出された査定価格の平均値を設計単価とする。

$$\text{査定価格} = \frac{\text{前年度の規格違い品（類似品）の実勢取引価格（B）}}{\text{前年度の規格違い品（類似品）の見積価格（A）}} \times \text{当年度見積価格（C）}$$

ク 上記により求められた査定価格及び設計単価は各々、有効数字上位3桁（4桁目を切り捨てる）とする。（第3条3(1)③と同様。）

ケ 設計単価の決定は、「見積書による単価策定書」（様式3）に資料を添付し適切に保管すること。

⑦ 実勢価格確認資料がない場合の特例

実勢価格資料がなく、やむを得ず単価を策定する場合は、原価計算書付き見積書を徴取し、原則として最低値を採用すること。

単価の策定にあたっては、原価計算の内容について十分検討の上、採用すること。

4 単価策定書類等の管理

単価策定書類等は、設計単価の策定根拠として工事用設計書の数量調書に添付して保管すること。

また、第3条3(3)⑥ア、イ、エにより、見積書を排除した資料についても、見積書を徴取した実績として、「見積書による単価策定書」（様式3）に添付し保管すること。

(様式 1)

〇 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

(見積依頼業者) 様

〇〇部〇〇課長 (〇〇所長)

見積書の提出依頼について

このことについて、事業執行上の参考資料とするため、下記により当該資材についての見積価格 (別紙様式 2 及びその他必要資料) を提出されますようお願いいたします。

記

品 名 (資 材 名)	様式 - 2 記載のとおり
形状寸法・品質・規格	〃
見 積 条 件	〃
見 積 有 効 期 間	〃
支 払 条 件	現 金
取 引 数 量	

提 出 期 限 令和 年 月 日

問合せ及び提出先 (担当者名)

住所

電話

(担当者)

(様式2)

見 積 書

会 社 名

担当責任者名

T e l

F A X

見積有効期限： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

支 払 条 件： 現金の場合

見 積 条 件： 現場着価・工場渡し（いずれかに○をしてください）

取 引 数 量：

資 材 名					
形状寸法・品質・規格					
製作会社(メーカー名) 住所、電話番号					
見積条件による現場着価 扱い範囲の詳細（いずれ かに○をしてください）	1. 管内現場着価 2. 対象現場着価 3. 離島は含まない 4. 離島を含む（a.海送費込み b.海送費別途） ※1に係る3、4の条件は必ずそれぞれに○をしてください。				
見積資材の取扱状況（流 通ルート）の確認 現場までの流通ルート （点線）を実線で結んで ください	<pre>graph LR; subgraph Left; M[メーカー]; P[生産業者]; F[工場]; end; subgraph Middle; Co[商 社]; W[取扱販売店]; A[共同組合等]; end; S[特約店]; R[現場 (工事業者)]; M -.-> Co; P -.-> Co; F -.-> Co; Co -.-> S; Co -.-> R; S -.-> R; M -.-> R; P -.-> R; F -.-> R;</pre>				
令和 年度(A) 見 積 価 格	令和 年度 (B) 実勢価格(取引価格)	令和 年度(C) 見 積 価 格	単 位	$\frac{(C)}{(A)}$	価格変動の理由 及び発注機関名

※本紙記載にあたっての留意事項

- 1 本様式は、1見積資材（今回見積を必要とする1資材）1様式とする。
- 2 実勢価格（取引価格）を証明する資料（請求書、領収書、銀行振込書等の写し）を提出すること。
- 3 カタログ・見本・施工時写真・構造計算書・品質試験表等を添付すること。
- 4 (A)、(B)は前年度（または、前々年度の価格）価格。(C)は当該年度。
- 5 見積条件（現場着価扱い扱い範囲の詳細）は、見積資材の取扱商圏等（流通ルート）の範囲を確認して記載すること。
- 6 価格はすべて消費税抜き単価とする。

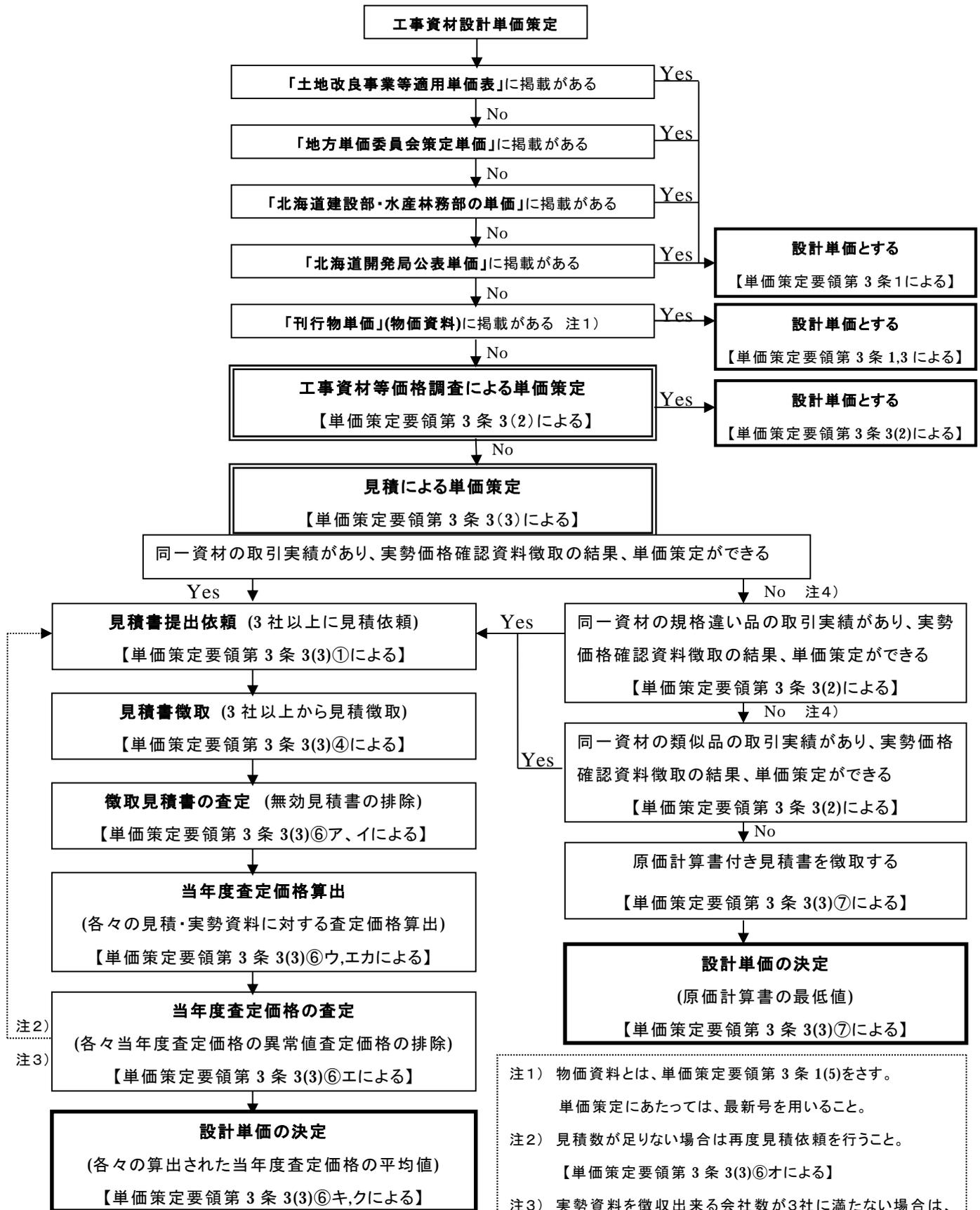
(様式 3)

見積書による単価策定書

(策定日 令和 年 月 日)

課長		係長	係	担当者
資材名(品名)				
形状寸法品質・規格				
工事名				
策定年月日				
単価有効期限				
見積条件				
最終策定決裁者 職名・氏名				
設計者 所属名・職名・氏名				
査定 整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格 (有効数字上位3桁)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
当年度査定価格 の平均値算出				
排除する査定整理番号 (排除する異常値)				
当年度査定価格 平均値再算出				
設計単価 (有効数字上位3桁)				
注 意 事 項				

工事用資材の設計単価策定フロー図



注1) 物価資料とは、単価策定要領第3条1(5)をさす。
単価策定にあたっては、最新号を用いること。

注2) 見積数が足りない場合は再度見積依頼を行うこと。
【単価策定要領第3条3(3)⑥オによる】

注3) 実勢資料を徴取出来る会社数が3社に満たない場合は、
1社から複数件を徴取すること。
【単価策定要領第3条3(3)⑥カによる】

注4) 同一資材又は規格違い品の実勢資料件数が定められた
件数に満たない場合。

(見積書の徴収による単価の計算方法)

1 同一資材の実勢資料が3社の場合

算出された平均値に対し、20%以内の範囲に入らない見積値を排除し、有効実勢資料が3社に満たない場合は、さらに他社の見積りを徴収し、有効見積りの平均値を設計単価とする。

【例】 優先順位①(②)→③→④→⑤

①	A社	B社	C社	査定価格
	7,600	8,000	9,300	3社平均
	(平均値 8,300)			$7,600+8,000+9,300 \div 3 = 8,300$
	-8.4%	-3.6%	+12.0%	

②	A社	B社	C社	査定価格
	5,900	8,000	8,600	A社の価格が20%以内の
	(平均値 7,500)			範囲に入らないため排除
	-21.3%	+6.6%	+14.6%	

	D社	B社	C社	査定価格
	9,200	8,000	8,600	3社平均
	(平均値 8,600)			$9,200+8,000+8,600 \div 3 = 8,600$
	+6.9%	-6.9%	0%	

2 同一資材の実勢資料が3社に満たない場合

③ (2社の場合) 同一資材の実勢資料を、1社当り複数件徴取する。

	A社	A社	B社	B社	査定価格
	(実勢資料 1)	(実勢資料 2)	(実勢資料 1)	(実勢資料 2)	4件平均
	7,600	7,800	8,200	8,400	$7,600+7,800+8,200+8,400 \div 4 = 8,000$
	(平均値 8,000)				
	-5.0%	-2.5%	+2.5%	+5.0%	

④ (1社の場合) 同一資材の実勢資料を、1社当り複数件徴取する。

	A社	A社	A社	A社	査定価格
	(実勢資料 1)	(実勢資料 2)	(実勢資料 3)	(実勢資料 4)	4件平均
	7,600	7,800	8,200	8,400	$7,600+7,800+8,200+8,400 \div 4 = 8,000$
	(平均値 8,000)				
	-5.0%	-2.5%	+2.5%	+5.0%	

⑤ 同一資材の規格違い品(類似品)の見積もりを追加徴収し、定めた件数を確保する。

	A社	A社	B社	C社	査定価格
	(同一資材実勢 1)	(同一資材実勢 2)	(規格違い品)	(類似品)	4社平均
	7,600	8,000	9,300	8,500	$7,600+8,000+9,300+8,500 \div 4 = 8,350$
	(平均値 8,350)				
	-9.0%	-4.2%	+11.4%	+1.8%	